

補正科目	補正額	主な補正内訳
議会費	393千円	費用弁償
総務費	665千円	市町村職員共済組合追加費用負担金
民生費	1,114千円	H22国・道交付金超過交付分の返還金
衛生費	8,319千円	住宅用太陽光発電システム導入事業費補助金など
農林水産業費	4,529千円	環境保全型農業支援対策事業費補助金など
商工費	6,000千円	地域経済活性化事業費補助金
土木費	9,727千円	道営農道保全対策事業負担金など
消防費	2,052千円	斜里地区消防組合負担金
合計	32,799千円	

補正予算
一般会計
住宅用太陽光発電システム導入事業費補助金413万円8千円を含む3千279万9千円の追加補正。
可決



こしみず町 議会だより

第6回定例会は9月13日に開会し、町長からの行政報告のほか、8議員の一般質問と意見書案、一般会計補正予算や教育委員会委員の任命等を審議・可決し閉会しました。
今月号では、第6回定例会における審議事項や一般質問についての内容をお知らせいたします。



契約
スクールバス購入業務
契約先
東北海道いすゞ自動車(株)
網走営業所
契約金額 1千795万5千円

国民健康保険特別会計
平成22年度の事業実績による国庫及び道費の確定に伴う超過交付分の返還金1千4万6千円の追加補正。
可決
介護保険特別会計
平成22年度の事業実績による国庫及び道費の確定に伴う超過交付分の返還金354万円の追加補正。
可決

税制罰則の厳罰化
町民税等にかかる不申告・不提出に関する過料・罰金について、上限額を3万円から10万円に改正。
所得課税特例の整理
・上場株式等の譲渡所得等に対する軽減税率適用期間を2年間延長。

条例
町税条例
国の法律(地方税法)の改正により、町税条例の一部を改正するもので、主な改正内容は次のとおりです。
寄附金税制の拡充
・寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げ。
・認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても町が条例において個別に明示し指定することにより個人町民税寄附金税額控除の対象とする。
承認

決算
平成22年度各会計歳入歳出決算について、議長及び監査委員を除く8名で構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会において審査することとなりました。
付託

人事
教育委員会委員
教育委員会委員、更科明美氏の任期満了に伴い、同氏を再任することに同意。
同意
肉用牛売却による事業所得の課税特例について、25年以降町民税適用分から、免税対象飼育牛の売却頭数を2千頭から1千500頭へ縮減し、適用期間を3年間延長。

件名	要旨	提出先
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	森林・林業・林材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、低迷している経済状況等により、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。森林整備を推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図るため「森林・林業・再生プラン」に基づき、森林施設の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進め、道産材の利用促進により森林・林業の再生を図るよう要望する。	・衆議院議長 ・参議院議長 ・内閣総理大臣 ・財務大臣 ・農林水産大臣 ・国土交通大臣 ・文部科学大臣 ・経済産業大臣 ・環境大臣
平成24年度農業予算編成に関する意見書	東日本大震災並びに福島第一原発事故等の国難に対して、被災地の復旧・復興支援は基より、我が国の食料安定供給へのさらなる貢献を果たすべく、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し、持続可能な農業の確立が図られるよう、平成24年度農業予算編成に対し要望する。	・衆議院議長 ・参議院議長 ・内閣総理大臣 ・総務大臣 ・財務大臣 ・農林水産大臣 ・国土交通大臣
軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める意見書	農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置が、平成24年3月末に廃止される状況にある。大型農業機械、漁業の船舶や鉄道輸送などあらゆる産業分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献してきた。また、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置も、本道の基幹産業の振興に大きく貢献している。これらの措置の廃止により、幅広い分野で大きな経済的打撃を受けるため、措置の恒久化を要望する。	・衆議院議長 ・参議院議長 ・内閣総理大臣 ・総務大臣 ・財務大臣 ・農林水産大臣 ・国土交通大臣

意見書
議員から提出された3件の意見書案について審議の結果、原案のとおり可決し、関係大臣等に提出することとなりました。
可決

会議録を閲覧することができます
図書館において町議会本会議内容がすべて記載されている会議録を閲覧することができます。
会議録の完成には、当該議会終了後、1ヶ月程度の時間がかかります。
また、議会だよりは、ホームページでもご覧になれます。
<http://www.dosanko.co.jp/kosimizu/gikai/index.html>

質問は要約されています
議会だよりでは、質問・答弁の内容を要約して掲載しております。
質問・答弁の全文については紙面の都合により載せることが出来ませんが、詳しくお知りになりたい方は、小清水町議会事務局へお問い合わせください。
【お問い合わせ先】
小清水町議会事務局 ☎ (62) 4477 (直通)